

事業名 (事業番号)		若年者に対する効率的な集中支援による就職の促進(旧名称:就職基礎能力促成講座の実施) (20-104)					
実施主体		都道府県					
事業概要		若年者に求められる能力要件である協調性、コミュニケーション力などの職業意識などの付与に対応するため、就職支援講座を行い、当該講座終了後に就職に至らなかったものに対して就職先の業種を意識した短期集中型の職業訓練(若年者向け短期委託訓練)を実施					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		207,426	112,863	94,010	103,262	93,168	
目 標 と 評 価	目 標	就職率 70%以上	就職率 70%以上	講座修了後3 か月時点の就 職等率 70%以上	就職カステッ プアップ講座 及び若年者向 け短期委託訓 練修了者の就 職率64%以上	就職カステッ プアップ講座 及び若年者向 け短期委託訓 練修了者の就 職率64%以上	
	実 績	目標 の達 成度 合い	未達成(実績 45.8%)	未達成(実績 38.8%(平成 19年3月末現 在))	未達成(実績 49.3%)	未達成(実績 40.6%) 目標達成率 63%	—
		事業 執行 率	受講者数32% (2,845人/ 9,000人)	講座受講者数 45%(2,045 人/4,500人)	講座受講者数 60%(2,173 人/3,600人)	講座受講者数 51%(1,771 人/3,455人)	—
	評価結果	要因分析の 上、事業の見 直し又は廃止 が必要。	X	X	D	—	

〈調査結果〉

1 事業執行率等(項目1(1)ーア関係)

若年者集中支援事業実施要領(平成20年4月1日付け職発第0401023号、能発0401023号)によると、当該事業は安定所等又は都道府県が設置する若年者のためのワンストップサービスセンター(以下「ジョブカフェ」という。)における職業相談の結果、就職カステップアップ講座の受講が望ましいと判断された者に対し、当該講座を実施し、また、当該講座終了後に就職に至らなかった者に対して職業相談を実施した結果、必要と判断された者に対し、就職先の業種を意識した短期集中型(1か月程度)の職業訓練を行うこととされている。

しかし、今回、調査した8都道府県(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡)の同講座の受講率(定員に対する受講者数の割合)をみると、低調なものがみられた。

表1 都道府県別講座の受講状況

(回、人、%)

区分	年度	平成 17	18	19	20	
					講座	短期訓練
北海道	講座開催数	10	7	10	3	未
	受講定員	200	140	200	60	実
	受講者数	184	69	103	31	施
	割合	92.0	49.3	51.5	51.7	
宮城県	講座開催数	1	2	1	未	未
	受講定員	20	30	10	実	実
	受講者数	6	22	4	施	施
	割合	30	73.3	40		
東京都	講座開催数	10	11	10	10	4
	受講定員	300	330	300	300	100
	受講者数	266	279	256	216	11
	割合	88.7	84.5	85.3	72.0	11.0
愛知県	講座開催数	10	10	10	10	3
	受講定員	300	240	200	200	55
	受講者数	94	139	177	156	7
	割合	31.3	57.9	88.5	78.0	12.7
大阪府	講座開催数	3	2	3	6	未
	受講定員	60	40	60	117	実
	受講者数	32	32	23	74	施
	割合	53.3	80.0	38.3	63.2	
広島県	講座開催数	12	5	3	5	未
	受講定員	240	100	60	100	実
	受講者数	81	60	13	24	施
	割合	33.8	60.0	21.7	24.0	
香川県	講座開催数	3	2	未	未	未
	受講定員	60	40	実	実	実
	受講者数	30	12	施	施	施
	割合	50.0	30.0			
福岡県	講座開催数	18	未	未	未	未
	受講定員	990	実	実	実	実
	受講者数	649	施	施	施	施
	割合	65.6				

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

また、厚生労働省が掲げる平成 17 年度～20 年度の事業目標（講座受講後の就職率）の達成状況についても、調査した都道府県における実績は表 2 のとおりとなっており、低調なものが

みられる。

さらに、厚生労働省がまとめた全国ベースの実績についても、就職率は低調であり、目標値からは大幅に低い実績値となっている。なお、受講率が高い東京都も、就職率は低調であり、受講したとしても、就職に結び付くとは限らない状況となっている。

表2 受講後の就職率

(単位：%)

都道府県	平成17年度	18年度	19年度	20年度
北海道	48.8	37.9	47.9	46.7
宮城県	0	9.1	0	未実施
東京都	28.0	39.8	44.6	21.8
愛知県	82.9	38.3	70.7	66.9
大阪府	53.6	48.3	55.0	15.5
広島県	45.2	47.1	53.8	58.8
香川県	52.4	37.5	未実施	未実施
福岡県	7.6	未実施	未実施	未実施
厚生労働省が設定した目標	70	70	70	64
全国ベースの目標達成度合い	45.8	38.8	49.3	40.6

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 「未実施」については、本事業を実施していないため、実績がない。

3 網掛部分は、厚生労働省が設定した目標を上回っていることを示す。

4 就職率について、常用雇用、臨時・季節、パート・アルバイト、日雇い、派遣が含まれている（平成20年度から臨時が含まれている）。

## 2 類似事業（項目1（1）－イ関係）

本事業については、都道府県が実施主体として、若年者（安定所又はジョブカフェに求職申込み又は利用登録を行っているおおむね34歳未満の求職者であって、キャリア・コンサルティングの結果、当該講座の受講が望ましいと判断された者）に対して、社会人として必要なコミュニケーション能力、職業意識の啓発、自己の職業適性の理解、職場・就労体験等といった職務遂行のための基礎的能力の習得、職業意識の形成を目的とした講座を行っている。

しかし、調査した8都道府県の中には、都道府県が講座を開催しても受講者が集まらないとして、講座そのものを中止しているものが3道府県（北海道、大阪府及び広島県）みられる。

また、講座ということであれば、都道府県が設置しているジョブカフェにおいて、実施されている「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（20-057）」についても、類似のものが実施されている。

## 3 ワンストップサービスの推進（項目1（2）－エ関係）

本事業については、上記のとおり、全体的に極めて低調となっている。また、都道府県が設置しているジョブカフェにおいても、雇用保険二事業の「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（20-057）」として、委託を受けた民間団体等により、職場実習機会の提供、若年者

による集团的就職活動の支援やインターンシップ等の職業体験等を実施している。

したがって、本事業で実施することとなっている講座の開催や短期訓練の実施については、今後ジョブカフェに集約させるなど、関連事業の実施主体の一本化を図ることについて検討する必要があると考えられる。